

## プロジェクト 公共施設等運営権に係る会計上の取扱い

## 項目 第 80 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 80 回実務対応専門委員会（2016 年 1 月 13 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された公共施設等運営権に係る会計上の取扱いの会計上の論点の分析について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

## (1) 運営権の会計処理

## ① 会計処理の単位

案 A：運営権対価を一括して会計処理する方法

案 B：運営権対価を複数の公共施設等に配分して会計処理する方法

## ② リース会計基準との関係の整理

## ③ 運営権対価の会計的性質

案 1：運営権対価を、運営権者が一定の期間にわたり公共施設等を使用する権利の取得の対価と捉える考え方

案 2：運営権対価を、管理者等が所有権を有する公共施設等を每期使用することの対価と捉える考え方

## (2) 更新投資の会計処理

## ① 更新投資に係る資産及び負債の認識

案 A：運営権の設定時に、更新投資に係る負債を認識し、見合いの資産を認識する。

案 B：運営権の設定時に、更新投資に係る負債を計上しない。

## ② 更新投資に係る費用配分の方法

案 1：更新投資の支出時から償却する方法

案 2：運営期間中の更新投資について運営権と一体として費用配分する方法

案 3：負債（引当金）として会計処理する方法

**「会計処理の単位」****事務局提案に賛成する意見**

2. 運営権の分割や併合はできないため、事務局提案の案 A「運営権対価を一括して会計処理する方法」に賛成する。

3. 融資する立場では、運営権全体としてどのようにキャッシュ・フローが創出されるかに関心があり、運営権対価を複数の公共施設等に配分して考えないため、案 A に賛成する。

4. 運営権対価を複数の公共施設等に配分することは実務上の困難さが想定され、また運営権は法律上、一体として不可分な権利であるため、法的な形式を重視し、案 A に賛成する。
5. 運営権は PFI 法により裏付けられた権利であり、公共施設等を一体として運営するものであるため、案 A に賛成する。

#### 減損会計の適用に関する意見

6. 空港事業の場合、減損会計の適用において、空港ビルと滑走路は異なるセグメントに属することが想定されるため、キャッシュ・フローを生み出す単位との関係を整理する必要があるのではないか。
7. 減損会計の適用において、運営権者が料金設定にどの程度関与し得るのが将来キャッシュ・フローの見積りに影響するものかと考える。
8. 財務諸表利用者の立場から、運営権の中身や減損リスクの有無について関心があるため、減損会計の適用について検討いただきたい。
9. 減損会計の適用においては、無形固定資産として一体のものであるため、公共施設等運営事業を一体として単一のグルーピングでよいのではないかと考える。

#### **「リース会計基準との関係の整理」**

##### 事務局提案に賛成する意見

10. 運営権者が公共施設等を支配していると言えないため、運営権の設定はリース会計基準の適用範囲に含まれないとする事務局提案に賛成する。
11. 運営権の設定は典型的なリースとは異なるものであるため、リース会計基準の適用に含まれないとする事務局提案に賛成する。
12. リース会計基準におけるリースの定義に使用収益する権利が含まれているが、運営権者は使用及び収益の両方において制限があり、運営権者は使用収益する権利を有していないと考えるため、運営権の設定はリース会計基準の適用に含まれないとする事務局提案に賛成する。
13. 会計処理の単位として案 A を採用した場合、特段、リース取引に該当するか否かの判断は不要ではないかと考える。

#### **「運営権対価の会計的性質」**

##### 事務局提案に賛成する意見

14. 運営権対価の支払方法により会計処理が異なることに違和感があり、負債が確定している以上、負債として一括して計上し、事務局提案の案1「運営権対価を、運営権者が一定の期間にわたり公共施設等を使用する権利の取得の対価と捉える考え方」に賛成する。
15. 建物を取得した場合、分割して取得したものと捉えて分けて認識することは想定しにくいいため、運営権は一体としての法的な権利であることを踏まえ、権利の取得と捉える案1に賛成する。
16. 権利を取得している以上、その権利の取得に要した費用はオンバランスされるものとするため、権利の取得と捉える案1に賛成する。
17. 会計処理の単位について案Aを採用した場合、負債を計上することになる案1が整合するものとする。
18. 案2の長所を説得的ではなく、また案1の短所は、必ずしも問題点ではないと考えるため、案1に賛成する。

#### 割引率に対する意見

19. 負債として一括して計上する場合、どの割引率を用いるかが重要であるとする。
20. 割引率に関しては、管理者等が設定したものを運営権者も認識し得るため、割引率自体も一に定まるのではないかと考える。

#### 運営権の費用配分の方法について

21. 運営権の費用配分の方法について、どのように考えているのか確認したい。
22. 運営権の費用配分の方法は、更新投資に係る費用配分の方法と合わせて検討すべきであるとする。

#### その他の意見

23. プロフィット・シェアリング条項については、別契約と捉えるべきものとする。

#### **「更新投資に係る資産及び負債の認識」及び「更新投資に係る費用配分の方法」 事務局提案（案B及び案1）に賛成する意見**

24. 理論的には見積り可能であることを踏まえると、見積り可能である会社は見積りを許容すべきである一方、精緻な見積りが困難であるにも関わらず、資産除去債務のように見積りを要求することも問題と考える。比較可能性の観点から、事務局提案の案B「運営権の設定時に、更新投資に係る負債を計上しない。」及び案1「更新投資の支出時から償却する方法」が望ましいと思うものの、どの程度確度のある見積

りが可能かに依存するものとする。

25. 信頼性のある見積りは極めて困難であるため、実務的な観点も踏まえると、事務局が提案する更新投資に係る資産及び負債の認識については案Bを、費用配分の方法については案1を支持する。
26. 見積りが可能であれば運営権の設定時に更新投資に係る負債を計上する案Aの方向性を支持するものの、信頼性のある測定が難しいのであれば、何らかのリスク情報を開示したうえで、負債を計上しない案Bの方向性もとり得るものとする。
27. 理屈上は案2ということも考えられるものの、見積り差額が大きく生じることも想定されるため、見積りの困難さを踏まえ、案1もとり得るのではないかと考える。

#### **事務局提案に反対であり、案A及び案2を支持する意見**

28. 事務局提案と異なり、更新投資に係る資産及び負債の認識については案A「運営権の設定時に、更新投資に係る負債を認識し、見合いの資産を認識する。」を、費用配分の方法については案2「運営期間中の更新投資について運営権と一体として費用配分する方法」を支持する。企業は入札する際にキャッシュ・フローの合理的な見積りをしたうえで入札価格を提示し対価を支払っているため、合理的な見積りを行うことが困難であると考え難く、見積りを定期的に見直していくのが適切ではないか。
29. 更新投資については超長期の見積りとなるため、見積りの困難さに関して理解するものの、減損会計の適用においては超長期の将来キャッシュ・フローを見積る必要があるため、見積りの可否及び見積りの精度について慎重に検討すべきである。財務諸表利用者の将来キャッシュ・フローの予測に資するため、資産及び負債を両建てにしたうえで、運営権の中身をわかるようにした方が良いのではないか。
30. 更新投資を条件に運営権を得ているため、運営権の取得原価に更新投資を含めるものとする。すべての義務が負債計上されている訳ではないと理解するものの、計上される負債の境界線を整理する必要があると考える。この点、資産除去債務との整合性に着目し、更新投資に係る資産及び負債の認識は、案Aが良いのではないか。
31. 例えば、水道事業の場合、収益は総括原価方式に基づき決定されることを踏まえると、更新投資に係る費用配分の方法について事務局提案の案1において認識される損益に違和感があり、財務諸表の適切性に対する懸念がある。運営権と更新投資を一体として償却することとなる案2の費用配分が適切ではないか。

以上